

四、業務所へ入社し、日毎に出勤ス  
登支給ス

一、業務所へ入社し、日毎に出勤ス  
登支給ス  
二、業務所へ入社し、日毎に出勤ス  
登支給ス  
三、業務所へ入社し、日毎に出勤ス  
登支給ス

以上各取ハ新青年會ニ付ス

一、業務所へ入社し、日毎に出勤ス  
登支給ス

二、業務所へ入社し、日毎に出勤ス  
登支給ス

三、業務所へ入社し、日毎に出勤ス  
登支給ス

四、業務所へ入社し、日毎に出勤ス  
登支給ス

五、業務所へ入社し、日毎に出勤ス  
登支給ス

一、業務所へ入社し、日毎に出勤ス

費 書 (二日午前八時) 車交際了

財團法人協同會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

五、公傷療養ノ爲勞務ニ服スル能ハザルニヨリ賃金ヲ支給セザルト

キハ缺勤療養中左ノ規定ニヨリ扶助料ヲ支給ス

(一) 缺勤療養貳週間迄ハ賃金一日分ノ六割

(二) 同 貳週間以上參拾日迄ノ間ハ七割

(三) 同 參拾日以上九拾日迄ノ間ハ八割

六、特別扶助料

工手勤務中ニ於ケル公傷ノ原因ガ明ラカニ會社ノ責任ニ歸スル  
事ヲ認メタルトキハ特別扶助料ヲ支給ス

特別扶助料ハ特別扶助協議會ニヨリ決議セラル

七、第二、第三條ハ懲罰ノ規定ニ觸レタルトキハ其ノ適用ヲ受クル  
能ハズ

八、懲罰ノ規定ニハ破廉恥ノ行爲ヲナシタルモノニ付キ規定セラル